海外進出

移転•撤退

基本情報

- 海外に進出する中小企業が多くいる一方で、移転・撤退を余儀なくされる中小企業がいることも実情です。12.9%が「海外拠点の移転・撤退を経験したことがある」、3.7%が「検討したことがある」と回答しており、海外における事業継続の難しさが窺えます※1。
- 信金中金には撤退時の手法にかかるご相談が多く寄せられており、とりわけM&Aによる撤退を検討している中小企業が多くなっています。
- このように移転・撤退には、進出以上に大きな負荷がかかることから、進出の際には 十分に進出計画を策定するとともに、出口戦略を検討することが重要です。

<移転・撤退の経験・検討とその方法> <主な課題> 経験あり 無回答 12.9% 人件費等物価の上昇 17.7% 現地法人の清算 現地社員の確保・教育 検討あり いずれも 株式の譲渡 3.7% なし 65.8% 部品・資材の調達 ■経験あり■検討あり■いずれもなし■無回答

撤退基準など事前に出口戦略を検討することが重要

- 清算手続きについては、2、3年の期間を要する可能性があるなど実務面の負荷が大きいことから、現地の規制等に精通したコンサルティング会社等を活用することが一般的です。
- 実際の手続きは国や地域の規制等に応じて異なりますので、個別の規制等については ご相談ください。
- 資産・負債の整理を行った上で、清算手続きを行う必要があります。例えば、タイにおいては、解散登記以降も毎月税務手続きが必要になるなど、以下のような清算手続きが必要となります。

<タイにおける主な清算手続き>

	主な手続き
当社	✓ 株主総会で解散決議・清算人任命、新聞で解散公告✓ 清算財務諸表の作成・監査✓ 株主総会で清算完了承認、新聞で解散公告
商務省への対応※	✓ 決議から14日以内に解散登記✓ 14日以内に清算完了登記、法人抹消
歳入局(税務署)への 対応	✓ 決議から15日以内にVAT(付加価値税)登録抹消申請✓ 登記から150日以内に清算財務諸表・法人税確定申告✓ 税務調査、VAT登録抹消通知

※ 清算まで3か月ごとに商務省に報告が必要